平成２２年（フ）第１４９号
岐阜県多治見市下沢町４丁目27番地の34
債務者　フィブロこと　可知井輝光
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６６号
岐阜県多治見市旭ケ丘９丁目５番地の13
債務者　坂﨑　祥二
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６７号
岐阜県多治見市旭ケ丘９丁目５番地の13
債務者　坂﨑美保子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７０号
東京都世田谷区北沢２―40―24　レオパレス下北沢第４―105号、住民票上の住所岐阜県多治見市十九田町２丁目75番地　セラフィノⅠ―101
債務者　坂﨑　隆久
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７１号
岐阜県多治見市旭ケ丘２丁目４番地
債務者　坂﨑　裕三
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２６４号
愛知県新城市字宮ノ後21番地３
債務者　林　　俊明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４６号
千葉県木更津市請西１丁目３番32号　とすて夢102号
債務者　齊藤　正子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　仁
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４８号
千葉県木更津市畑沢1328番地６
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県木更津市畑沢1328番地６
債務者　伊藤　正美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３９６号
広島市南区的場町２丁目６番14―1102号
債務者　水田　芳輝
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
岩手県釜石市鵜住居町第13地割79番地２
債務者　依田　朋子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　文行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県南あわじ市倭文庄田1169番地、前住所兵庫県南あわじ市倭文庄田205番地１
債務者　榮　　孝治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県南あわじ市倭文庄田1169番地、前住所兵庫県南あわじ市倭文庄田205番地１
債務者　榮　　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５号
秋田県雄勝郡羽後町字南元西195番地16
債務者　村上　右光
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６３２４号
大阪府門真市常称寺町27番20―305号
債務者　飯山　竜任
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北見　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部